

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年7月30日(2020.7.30)

【公表番号】特表2020-502134(P2020-502134A)

【公表日】令和2年1月23日(2020.1.23)

【年通号数】公開・登録公報2020-003

【出願番号】特願2019-531809(P2019-531809)

【国際特許分類】

| | | |
|---------|-------|-----------|
| A 6 1 K | 38/48 | (2006.01) |
| A 6 1 P | 13/12 | (2006.01) |
| A 6 1 P | 13/02 | (2006.01) |
| A 6 1 K | 45/00 | (2006.01) |
| A 6 1 P | 43/00 | (2006.01) |

【F I】

| | | |
|---------|-------|-------|
| A 6 1 K | 38/48 | 1 0 0 |
| A 6 1 P | 13/12 | |
| A 6 1 P | 13/02 | |
| A 6 1 K | 45/00 | |
| A 6 1 P | 43/00 | 1 2 1 |

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月16日(2020.6.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

有効量のプラスミノーゲンを含む、被験者の腎組織損傷の予防及び／または治療における使用のための薬物組成物。

【請求項2】

前記腎組織損傷は、感染、炎症、アレルギー反応、自己免疫、虚血、血栓症、微小血管症、外傷、放射線損傷、糖質代謝障害、電解質異常、脂肪代謝障害、及びガンによる腎組織損傷を含む、請求項1に記載の薬物組成物。

【請求項3】

前記腎組織損傷は、高血圧、糖尿病、アテローム性動脈硬化症、全身性硬化症、全身性エリテマトーデス、高脂血症、非ホジキンリンパ腫、多発性骨髄腫、全身性血管炎、アレルギー性紫斑病、多発性筋炎、及び血栓性微小血管症からなる群より選ばれる全身性疾患による腎組織損傷である、請求項1または2に記載の薬物組成物。

【請求項4】

前記腎組織損傷は、慢性腎臓病、具体的には、慢性糸球体腎炎、慢性腎孟腎炎、ネフローゼ症候群、腎機能不全、腎不全、または尿毒症によって引き起こされる腎組織損傷である、請求項1または2に記載の薬物組成物。

【請求項5】

前記プラスミノーゲンは、損傷した腎組織の修復を促進する、損傷した腎組織の線維性を軽減する、及び／または腎機能の回復を促進する、請求項1～4のいずれか1項に記載の薬物組成物。

【請求項6】

前記腎組織損傷は、他の疾患によって引き起こされる、または他の疾患に伴うものであり、前記他の疾患は、高血圧、糖尿病、アテローム性動脈硬化症、高脂血症、肝炎、肝硬変、冠状動脈性心臓病、狭心症、及び心筋梗塞を含む、請求項1～5のいずれか1項に記載の薬物組成物。

【請求項7】

前記腎組織損傷が、被験者の自己免疫反応によって、具体的には、全身性硬化症によつて引き起こされる、請求項1に記載の薬物組成物。

【請求項8】

前記腎組織損傷が、被験者の炎症性腎組織損傷、具体的には、糸球体腎炎または慢性腎孟腎炎である、請求項1に記載の薬物組成物。

【請求項9】

前記プラスミノーゲンは配列2と少なくとも75%、80%、85%、90%、95%、96%、97%、98%または99%の配列同一性を有し、且つ依然プラスミノーゲン活性を有するものである、請求項1～8のいずれか1項に記載の薬物組成物。

【請求項10】

前記プラスミノーゲンは、配列1～4に示されるプラスミノーゲン活性フラグメントを含有し、且つ依然プラスミノーゲン活性を有するタンパク質である、請求項1～8のいずれか1項に記載の薬物組成物。

【請求項11】

前記プラスミノーゲンは、Glu-プラスミノーゲン、Lys-プラスミノーゲン、ニプラスミノーゲン、マイクロプラスミノーゲン、-プラスミノーゲンまたはそれらのプラスミノーゲン活性を保持した変異体である、請求項1～8のいずれか1項に記載の薬物組成物。

【請求項12】

前記プラスミノーゲンは、血压降下薬、脂質低下薬、抗生物質薬、抗凝固薬、血栓溶解薬、利尿薬、抗腫瘍薬、血糖降下薬、非ステロイド系抗炎症薬、免疫調節薬、抗感染薬、抗ウイルス薬、ホルモン、及び天然物活性成分からなる群より選ばれる1種以上の薬物と組み合わせて投与する、請求項1～11のいずれか1項に記載の薬物組成物。

【請求項13】

ラベルを含む容器と、
請求項1～11のいずれか1項に記載の薬物組成物とを含む製品であつて、前記ラベルは、前記組成物を前記被験者に投与することを指示する、製品。

【請求項14】

その他の薬物を含む、もう一つ以上の部材または容器をさらに含む、請求項1～3に記載の製品。

【請求項15】

前記その他の薬物は、脂質低下薬、抗血小板薬、血压降下薬、抗張血管薬、血糖降下薬、抗凝固薬、血栓溶解薬、肝臓保護薬、抗不整脈薬、強心薬、利尿薬、抗感染薬、抗ウイルス薬、免疫調節薬、炎症調節薬、抗腫瘍薬、ホルモン薬、及びチロキシンからなる群より選ばれる、請求項1～4に記載の製品。